

南太平洋ニウエ島における 慣習的養取制度の現代的意味

馬 場 優 子

1.

ニウエに限らず広く南太平洋の島嶼社会において養取慣行は盛行を極めている。18世紀から19世紀にかけて、この地域はヨーロッパ人の来航により伝統的社会・文化の急激な変化を招來した。彼らのもたらしたキリスト教が島嶼社会の人々の精神文化に、同時に導入されたヨーロッパの文物は彼らの物質文化にきわめて多大な影響を投げかけたことは言うまでもない。養取慣行も何らかの変容をこうむってはいるが、キリスト教およびヨーロッパの物質文化の影響により変容する以前——すなわちポリネシアの先史時代——のそれを直接的資料から歴史的に再構成することは甚だ困難である。本稿では、現在の島民たちが父祖からの伝承として、また現実の体験を通して概念化している「伝統的な」養子縁組を「慣習的養取」(customary adoption) として扱うが、これはヨーロッパ人到来以前の真の意味での伝統的様式と同一か否かは明らかではない。

いかなる社会も、自然環境の変化、災害、事故、病気等々人間の統制の及ばない周囲の環境や状況が変化する中で、社会集団の維持・存続を目的として土地、食糧、人員、政治的権力などの戦略的資源を管理する必要性に直面する。そこで生ずる集団の存続に対する危惧、不充分な資源、資源の不公正な分配等の問題に対処するにはいくつかの方法があろうが、養取制度はそのひとつである。このような資源管理戦略という視点から養取慣行は分析されてきた。

オセアニアにおける原則として親族内縁組である養取制度の研究は、これに対して、養子取引による集団間連帶 (alliance) の樹立あるいは強化および集団内結合関係の補強という側面を強調することになった^①。ここで集団とは当然、出自集団を指す。ポリネシアの双系的出自集団は数世代ごとに分裂し、重層構造を成すから、集団内関係も単位集団のレベルを変えれば集団間関係となる。要するにここでは様々なレベルにおける集団間関係の樹立・強化・補強すなわち cementing の強調と言うことができよう。

それではポリネシアの養取制度は cementing の視点からのみ有効な分析ができるのだろうか。それをニウエ島の事例によって考察するのが本稿の目的である^②。

2.

ニウエ島は1974年に植民地を脱してニュージーランドと自由連合協定を結び、半独立体制をとつて以来、国会、内閣、首相、司法行政政府を備えた島嶼国家となった。しかし、依然として社会組織の基礎は双系的出自集団 magafaoa と土地はすべて magafaoa の共同所有とする土地制度にあ

り、政治・経済から日常の社会生活に至るまで *magafaoa* と切り離された次元で人々が行動することは稀である。*magafaoa* の団結・一体化 (unity) こそ彼らの理想の核であり、現実生活における活力の源泉なのである。

彼らの親族行動は互恵主義 (reciprocity) に基盤を置き、生活のあらゆる側面において相互扶助が前提とされている。ここから、富や資源の分ち合い、歓待・厚遇、危急・困窮における精神的・物質的援助などが親族間のあるべき行動として導き出されてくるのである。

ところで「子ども」は食糧その他の財同様にきわめて高い価値をもつ資源と見なされている。子どもは親の土地権の継承を保障してくれる存在であり、愛玩の対象となり、かつ重要な労働力の提供者でもある。このような子どもを互恵的に交換することほど友好関係を樹立するために効を奏するものはない。養子縁組、すなわち子どもの交換は双方の親族集団の盟約関係を創設したり紐帯を強化したりする糸口となるのである。

ではどのレベルの親族集団を結合させるのか。また、本当に集団の紐帯強化に寄与するのであろうか。

双系的出自集団 *magafaoa* は土地所有団体で、政府によって公共施設建設のために接収された土地を除いて島のすべての土地がいずれかの出自集団の所有下にある。出自集団は分節構造をもち、ある程度拡大すると分裂してゆく。集団の分節化は土地の分節化と並行して行われ、分節集団ごとに土地保有主体となる。現在、最小の土地保有体である分節集団は一組ないし数組のキョーダイ (sibling set) とその子孫から構成されている。換言すれば、世代深度三から四世代の共通の男あるいは女の祖先に遡及するすべての子孫が当該出自集団の成員となる資格を有し、当該集団の保有する土地の一部に用益権を請求する権利をもつ。用益権は個人の権利であり、それは当人の子孫が継承することができる。ただし、子孫であること、すなわち血縁関係のみでは当該出自集団の成員であるための充分条件とは言えず、当該集団保有の土地を実際に利用して生産するかそこに居住し（その両方が望ましい）、儀礼や共同の飲食その他へ参加して当該集団への基本的な affiliation を打立てねばならない。そして土地の用益権を失うことは、すなわち、その土地の所有団体である出自集団との親族的紐帯を失うことを意味する。

従って、いかなる個人も理論的には父母、四人の祖父母、八人の曾祖父母さらにその上の……といくつもの出自集団の成員となる資格をもつが、実際には父母あるいは祖父母の生産および生活の拠点がどの集団の土地なのかによって選択の範囲は制限されてくるのである。

このような分節構造をもつ双系的出自集団はすべてのレベルのものがニウエ語では *magafaoa* という単一の用語をもって表わされる。現在、生産および消費の単位である居住集団-(世帯) は小家族だが、それも *magafaoa* と称する。

以上のように時間の経過とともに拡大し、分岐・分裂してゆく親族組織のもとでは、分節集団間や個人の間のつながりが多いほど、相互に社会的・経済的保障となる^③。

図1はニウエ社会の親族名称体系だが、こうした分類的親族名称体系の下では「父母」「姉妹」「兄弟」という第一次的親族に当たられる名称等がより拡大された親族範囲に用いられるという条件がここで価値を發揮するのは言うまでもない。人々は「私の『姉妹』だから」「私の『兄弟』だから」「私の『祖母』だから」と親族名称の拡大使用によって血縁関係の遠い者や姻族にも近い血縁者のように接し、援助の手を延ばし、また逆に恩恵をこうむるのである。このような相互扶助を通して親族間また親族集団間の紐帯は再生産されてゆく。

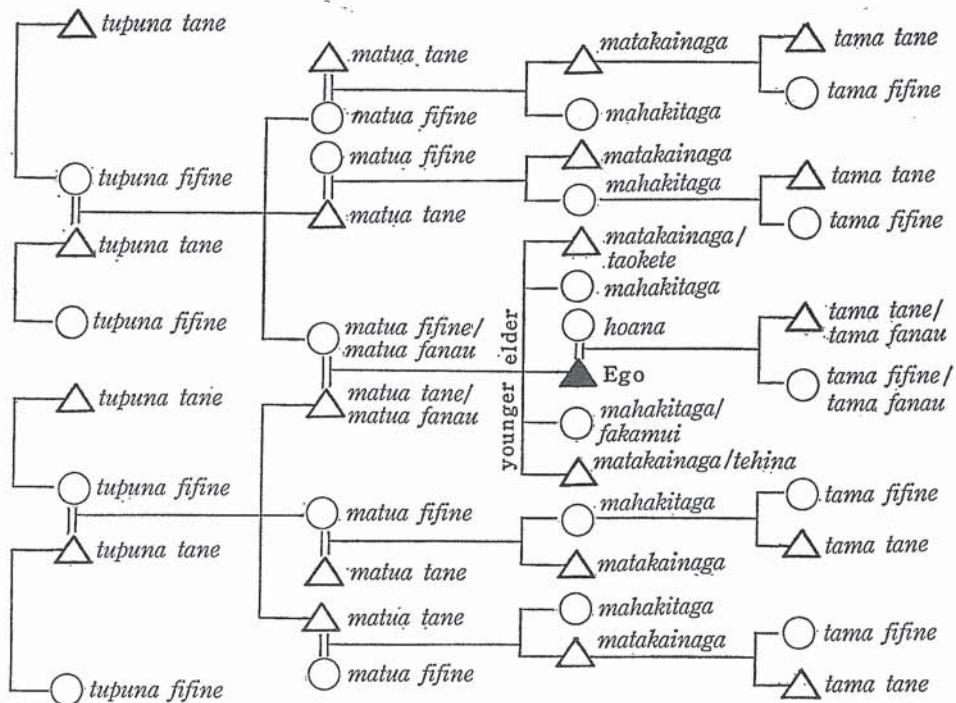


図1 ニウエ島の親族名称体系

養子縁組は、拡大・分裂し、疎遠になった親族紐帯をあらためて明瞭にし、親族地位の再確認もしくは親族関係の修復のメカニズムを提供する。最小の土地保有団体である一ないし数組のキヨーダイ集団とその子孫から構成される *magafaoa* 内部で養子縁組をすれば、その集団の分裂や土地の分割を防ぎ止めることができるかもしれない。また、同祖集団から分裂してのち長年月が経過したような *magafaoa* の間での縁組なら保有地の併合を伴う再統合の機会となることもありうる。養子縁組そのものは養子と養親と実親それぞれの個別的関係にすぎないが、戦略的に直系および傍系親族まで巻き込んで強調され、nepotism に利用されることもある。従ってこの点から見ても親族内養子縁組は親族集団の統合や結束を高め、親族集団の拡大・発展によって自然発生する集団内部の分裂・分岐に再結合の契機を与えるという側面は否定し得ない。

しかしながらここで考えてみたいことは、養取者と養出者の親族関係である。拙稿において述べたように^④、ニウエ島の養子縁組は——拙稿ではH村の事例のみ扱っているがこれが島全体の傾向と顕著な違いはないと考えられる——95%が親族間の縁組である。そのうち約70%が祖父母もしくは子どもの類別的父母であるオジ・オバに養取されている。すなわち、親族内養子縁組の70%，養子縁組全体の67%が親子間およびキヨーダイ間の養子取引である。これは、紐帶の強化および親族関係の再確認を最も必要とするより遠い親族との養子縁組よりも、既存の縊の最も強い者の間で大多数の縁組が行われているということにはかならない。これは彼らが現在、英語で“immediate family”と言葉を表している最小単位の *magafaoa* (すなわち小家族)の構成員の生殖家族(family of procreation)を結びつけるという意味はあるが、より上位の単位の *magafaoa* の結合ではない。

養子縁組の95%が親族内縁組であるという事実から確かに養子縁組のもつ意義として親族間の紐帶強化も指摘しなければならないが、そのうちの大半が *magafaoa* 内部でもこれ以上強い紳のない第一次的関係である親子やキョーダイの間の養子取引であることを考えると、*magafaoa* の一体化や集団の統合という視点以外の他の視点からもその存在理由を論ずる必要があると思われる。

3.

ここでニウエの社会経済的制度の特徴をまとめてみる。

- ① 双系出自集団 *magafaoa* が土地保有団体である。
- ② *magafaoa* は拡大・分裂を繰り返し、分節化する。土地も並行して分裂し、分節集団ごとに土地を保有する。
- ③ 当該 *magafaoa* の構成員は、その集団の保有する土地の一ないし数区画に用益権をもち、それは子ども（養子も含めて）に継承せられる。
- ④ 継承する者がいない場合はその土地は *magafaoa* に返還される。
- ⑤ 自己の *magafaoa* の土地を離れた者も、後年土地権を請求することができる。
- ⑥ 生産および消費の単位である世帯は原則として小家族から構成される。
- ⑦ *magafaoa* 内婚姻は現在では歓迎されない。特に第四イコトより近い血縁者との婚姻は避けるべきと考えられている。
- ⑧ 婚後居住制は双処居住制である。

こうした社会経済的制度の下でニウエ社会の根幹を成す *magafaoa* の団結・一体化と *magafaoa* の下位単位である生産および消費の単位、小家族の安定性・永続性（stability）が制度的にどのように実現されているのであろうか。

magafaoa の一体化のためにはまずその存立基盤である共同保有地が保持されねばならない。すでに述べたように *magafaoa* の構成員はその中のある区画を使って労働し、生活する。残余の土地はメンバーあるいは有資格者が新世帯を構えたり、島外から戻ったりした時に権利を分与するために *magafaoa* が確保しておく。

次に *magafaoa* 内居住集団相互間の共同性が重要であることは言うまでもない。日常生活における互恵的な助け合いやモノの交換などを頻繁に行うことによってその共同性は高められる。当然のことながら人々の言動の中では常に *magafaoa* の団結が強調されていて、「助け合うのは当たり前」「*magafaoa* の強い結びつきが他の何ものにも増して肝要である」「親しくするのは当然だ、同じ *magafaoa* なのだから」等々の言辞をごく日常的に聞くことができる。また、結婚式、葬式、少年に施行する Haircutting Ceremony[®]、少女を対象とした Ear-piercing Ceremony[®]、出産祝、誕生祝、新築祝等の儀礼や祭礼の時の宴会には、遠近の血縁関係はもちろん姻戚関係の者まで共同飲食のための食糧の供出など何らかの形で参加する。

生産・労働・消費の単位は小家族だが、小家族を超える労働が必要な時には *magafaoa* 内で労働交換を行う。また、生存のための各種の資源の獲得や争奪の際にも親族関係を利用した nepotism が見られる。すべてこのような時に、祖先を共通にし、始祖が切り開いた土地を共同で利用していくという意識を更新し、親族関係を再確認するのである。

しかしながら日常生活においては同一の *magafaoa* の者どうしは建て前ほど親密かつ協力的と

いうわけではない。陰口、見て見ぬふり、気づかれていないのを幸いに行う隠匿などの行為はしばしば見られ，“助け合い、分ち合い”という標語に反する行動や相互扶助に名を借りた依存的行為への隠然たる非難なども日常的に見られるのである。

特に、土地の用益権に関して複雑な関係が潜在したり現実に紛争が起っていたりする家族どうしの間は緊張をはらんだものとなる。とりわけ同一 *magafaoa* の者どうし、あるいは同一 *magafaoa* から分岐した分節どうしなどの間でより良い土地、より多くの土地をめぐって紛争が発生しやすい。彼らの農耕は焼畑耕作であるため、用益権をもっていても休耕地として放置してある土地が常にある。そのような使用していない土地を厚意によって他人に使用を認めたところ彼（女）の子どもの代まで使い、後を継いだ子どもが用益権を主張している例、他の *magafaoa* からの婚入者が自己の *magafaoa* から養子をとり、その養子が土地権を請求している例等々土地に関する問題で小家族間の葛藤は大きい。

土地をめぐる争いや反目がこのように生計単位である小家族を単位として起こると、*magafaoa* 内に亀裂を生ずる。それはやがて *magafaoa* の分裂を導くから *magafaoa* の一体化にとり小家族の存在は脅威の源でもある。

一方、小家族という単位が持続性をもって安定的に維持されるためには、居住地と生産基盤、それに生産のための労働力が安定し、生計維持が可能でなければならず、それは小家族の形成、発展、衰退のプロセスとともに条件の変化をこうむる。

双処居住制ゆえ、夫婦はまず夫方の土地に住むか妻方が、を決めねばならない。夫婦の間で意見が一致せず子どもが生まれても何年間も仮住居を渡り歩いているケースもあり、また、初めはその日の気分や条件次第で夫の実家か妻の実家を選んで寝泊まりしている場合もあるが、いずれはどちらかの土地を選んで居住地を定める。夫婦が同村出身者であれば、居住のための土地を夫方、妻方のいずれの *magafaoa* の土地に定めようが、概ね、生産のためにはその近接性ゆえに夫婦双方の *magafaoa* の土地を使うことが可能であり、両方の土地で共働する。夫と妻の出身村が異なる場合は居住地として選んだ方の村の土地に用益権を得て、夫婦で共働する。

この状態は離婚もしくは夫婦の一方（非婚入者）の死によって均衡が崩れる。婚入した者は配偶者が affiliation をもつ出自集団の土地において配偶者のもつ用益権の下に当の居住地に住み、当の土地を使って生産することができた。しかし婚姻の終了とともに婚入した者はその土地を去り、自己の affiliation のある出自集団の土地に戻らねばならない。また同様に、権利を有する者の死と共に傘下にあった者の権利は消滅するので、残された配偶者は原則としてその土地から追い出される。夫婦の間に子どもがいればその子どもはその土地の *magafaoa* の血を引く者であるからその土地に権利を有するので、亡親の用益権を継承し、残された婚入した親も子どもの名のもとにその土地を継続して利用することができる。しかし、夫婦の間に子どもがない場合は、婚入した者は自己の *magafaoa* の地に戻ることになる。ただし、実際には当人が当地の保有団体である（死んだ配偶者の）*magafaoa* の人々と友好的関係を樹立していればその *magafaoa* によって追い出されずに済むこともある。

要するにこの土地保有制度は当該 *magafaoa* の土地権の防衛と *magafaoa* の構成員の福利を保護し、集団としての unity を保持することを目的とするもので、小家族の安定・安寧を保障するものではない。むしろそれは小家族の安定的継続を脅かすものと言ってもよい。

一方、後継者なくして死んだ *magafaoa* 構成員から用益権が返還された土地は *magafaoa* 全体の土地に組み込まれ、*magafaoa* のメンバーが他島から帰国したり、新世帯の創設のために土地が必要になった時のためにとっておかれる。あるいは後継者がいない場合は死に臨んで自分の土地権

の行く先を *magaafaoa* の他の構成員に指定しておいてもよい。いずれにしても、小家族の安定・永続の危機は *magaafaoa* の関知するところではない。ある小家族に後継者がいなくて廃絶したとしても、他の分枝がある限り *magaafaoa* 全体の存続に支障をきたすものではないからである。その意味で *magaafaoa* の存続・統合と小家族の安定とはこの土地制度の下では相容れない。

このような場合に *magaafaoa* 内養子縁組をするとどうか。当該小家族が使用している土地が属する *magaafaoa* (夫もしくは妻の帰属する *magaafaoa*) の一員を養取すれば、彼(女)は養親の土地の用益権を継承することができる。そして残された一方の養親は配偶者の死後も彼(女)の名の下に当地にて生活を継続することができ、この小家族の安定が保障される。

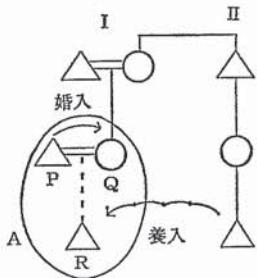


図2

例えば図2において、家族Aは妻Qの *magaafaoa* の土地にて居住・労働をしているとする。P Q夫妻には子どもがいないのでQの *magaafaoa* の子どもRを養取すればQの死後、Qの土地権はRに継承される。そしてPはRの用益権の下に当地にて居住・労働を続けることができる。また、*magaafaoa* 内養取であるので、*magaafaoa* 分節IとIIがより緊密化し、紐帶が強化される。従って、養取行為はここで小家族の永続性と *magaafaoa* の unity に寄与することになる。

さらにまた別の面からも養取行為は小家族の安定・存続に貢献する。土地の所有権は出自集団 *magaafaoa* にあっても、生産・労働・消費・分配等の経済的な基礎単位は同居集団である小家族から成る世帯で、それは性別・年齢別役割分業によって維持されている。彼らの第一次的生業は焼畑農業で、主食のタロイモをはじめとするヤマイモ、キャッサバ等のイモ類を生産する。イモ畑の開墾——樹木の伐採および焼畑(最近は焼かずにトラクターによる掘削・除去が行われるようになった)——は男が主として行う労働だが、その後の植付け、除草などの作業は女も参加し、夫婦共同で行う作業である。漁撈活動では男はカヌーによる沖合いでの漁を行い、カヌーに乗ることがタブーとされている女はリーフでの魚釣りや貝類の採集を行う。女はまた、現金収入の方途として日常的にパンダヌスの葉で編んだ手工芸品作りを行っている。このようにこの島では生産活動における女の貢献度が高く、仕事量が多いので、家事は概ね子ども達にまかせられている。炊事、後片付け、掃除、洗濯、子守り、使い走り等々子どもが分担させられている仕事の種類も分量も多く、家事には不可欠の存在である。そればかりでなく農耕労働、漁撈等においても重要な補助的労働の担い手である。

生計単位である小家族は、子どもの成長、独立に伴って集団として衰退し、必然的に労働力不足の状態になる。結婚後は親とは別居し、独立した生計単位を成して初めて「一人前(patu)」と見なされるようになるこの社会では、子ども達が成人して独立の世帯を構えると老親が取り残され、老親の世帯は生産活動や家事遂行において労働力の不足を来たすことになる。子どもに恵まれなかった夫婦も同じ境遇におちいる。成長した子ども達が時には協力してくれるとは言え、それぞれ独立した世帯をもつ *pamu* であれば自らの家族の生計のために労働しなければならないから、結婚した子どもの協力は必ずしも當てにできるものではない。

この場合、養子を取ることによって労働力不足を補うことができる。特に子どもの幼児期に養取し、実子同様に養育すれば、成長した養子は養親へ労働奉仕をもって報いることが規範とされているので養親は養子の労働提供を期待することができる。このようにして養取によってライフ・サイクルの最終段階に至るまで小家族を構成主体とする同居集団の維持・存続が可能となる。

そして原則として *magaafaoa* 内で養子縁組が行われるから、これによって *magaafaoa* 内の労働力の偏向を分散させ、均衡化をもたらすことになり、それはまた *magaafaoa* 内小家族の扶養家族

数の不均齊をただすこととも意味する。養取行為はこのように経済的単位としての小家族の安定・永続化を保障するものである。

次にこの社会の婚姻制度の下で *magafaoa* の一体化と小家族の安定・永続化がどのように営まれているか考えてみる。

キリスト教とヨーロッパ文明が到来する以前は、内陸部で *magafaoa* ごとに分散居住しており、ほとんど自己の *magafaoa* の地を出ることはなかったので、婚姻は原則的に *magafaoa* 内で行われていた。従ってインセスト・タブーはごく狭い範囲に限られ、イトコ婚は多く、キョーダイどうしの結婚すら時にはあったと言い伝えられており、実際、いくつかの *magafaoa* の家系図にもそれが記録されている。しかしキリスト教とヨーロッパ人は拡大されたインセスト・タブーを持ち込んできた。時を同じくしてキリスト教宣教の便宜のため、島の人々は内陸部のそれぞれの *magafaoa* の地から沿岸部に移住させられる。複数の *magafaoa* が合同して沿岸部に一村落を形成するよう指導されたから、同一村落内における *magafaoa* 外婚制が可能になったと考えられる。

現在では同一 *magafaoa* 内婚姻はもちろん不適切と見なされるのみならず、第四イトコより近い血縁者との婚姻も避けるべきとの意見が強い。往時は同一 *magafaoa* であることの認識は配偶者選択範囲の認識であったのが、現今では、配偶者になり得ない範囲の認識となったと言えるだろう。子どもが配偶者選択において規範から逸脱しない為には、親は、同じ *magafaoa* の成員は誰々か、血縁的に誰とどうつながっているのか等々を各種の祭礼や *magafaoa* 会議その他あらゆる機会に子どもに教えておく必要があると熱心に説く人も多い。

配偶者は必ず自己の *magafaoa* 外の出身者であり、婚后居住制が双処居住制であれば、夫婦のうちの片方が必ず自己の *magafaoa* の地を離れて他方の土地に婚入する。このことは、ひとつには当該 *magafaoa* の成員が、そしてその血を引く子孫が他の *magafaoa* の土地に分散するということを意味する。また、当該 *magafaoa* の土地が他の *magafaoa* 成員の血をも引く者によってその用益権を行使されるということでもある。いずれの場合もある状況下では彼らは他の *magafaoa* に編入して他の *magafaoa* の土地を利用し、そちらに忠誠を捧げ、当該 *magafaoa* に敵対する可能性がある。こうした *magafaoa* の存立に関わる潜在的危険性を回避する方策のひとつとして養子縁組は有用である。

他出した当該 *magafaoa* 成員の子孫を養子として編入すれば当該 *magafaoa* の組織強化につながる再配置となり、また他 *magafaoa* との紐帶の強化にもなる。婚入した他 *magafaoa* の血を引く者の子どもを養取すれば彼（女）を当該 *magafaoa* のネットワークの中により強固に組み込むことになる。このように婚姻に関する諸制度が *magafaoa* の unity にとって否定的に作用する時に、養取制度は *magafaoa* を統合の強化に方向づけるメカニズムを提供していると言えるであろう。

双処居住制の下では夫婦の片方が必ず自己の affiliation のある地を離れることになる。前述したように、自己の帰属する *magafaoa* の地を離れ、配偶者が帰属する *magafaoa* の土地に婚入した者は、配偶者が生存している限り配偶者の名によってその土地の用益権を行使できる。配偶者の死後は配偶者との間の子どもがいればその子どもの名の下にその土地にて居住・労働を続けることが可能であるが、配偶者の血を分けた子どもがいない場合は原則として自らの帰属する *magafaoa* の地に立ち戻らねばならない。*magafaoa* 外婚制の下で双処居住制をとるこの社会において、出自 *magafaoa* が土地所有団体で出自集団の成員にのみ用益権が認められるという土地制度は、

magafaoa の土地を保全し、集団としての永続性を保障するものだが、小家族の安定・存続に対しては否定的に作用するのである。

しかし、これも前述したように、ここで養取制度が意義を發揮する。子どもに恵まれなかった夫婦であっても居住・労働している土地の所有団体である（すなわち夫婦の一方が affiliation のある）*magafaoa* の成員の子どもと養子縁組をすればよい。つまり、夫婦が占居している土地の所有集団から養子を迎えるのである。そうすると、配偶者の死後も当の *magafaoa* の成員である養子の名の下に婚入者は終生その地にて居住・労働し、世帯を解消させずに済む。このように養取制度は土地制度および婚姻制度が居住集団である小家族を廃絶に向けて押し進める時に継起的存続のためのメカニズムを提供していると言えよう。

4.

以上のようにニウエ社会では出自集団とその下位分節である生産および消費の単位、小家族とは本質的には相容れず、一方が他方の一体化・安定化にとって脅威をもたらすものである。にもかかわらず現実には共存しているのだが、それを可能にしているのが養取慣行であると言える。しかもそれは「伝統的」様式による養取、すなわち慣習的養取である。

1916年以降ニュージーランド政府の主導により進められてきた養子登録制度はいくつかの点で慣習法と異なる条件が付加された^①。その中でニウエ社会の社会組織上最も重要な点は、*magafaoa* 外養子縁組の場合も養子に実子と対等に *magafaoa* の土地の用益権を認めたことである。それによって外部からの養子が当該 *magafaoa* の土地権を継承し、その——当該 *magafaoa* とは血縁関係のない——子孫がその土地の権利を請求できるようになった。すなわち *magafaoa* の土地に外部の者が請求権をもつ、すなわち土地が外部に向って流出し始めたわけである。慣習的養取制度によって出自集団 *magafaoa* と生計単位である小家族は相互に対立・矛盾を緩和させ、共存状態を保っていたのだが、養子登録制度の導入はその均衡を打ち破り、*magafaoa* 一体化の基礎とも言うべき共同保有地を解体に向かわせることとなった。

現在のところは、養取のさいには *magafaoa* の諒承を必要とするという慣例が命脈を保っており、また *magafaoa* 内養取が登録養子の圧倒的多数を占めている^②。また登録養子件数そのものも慣習的養子件数と比較するとはるかに少ない^③。しかし登録による法的効力は人々の間で徐々に認識されつつあり、歳月を待たずに数的に増大することが予想される。「近代的」養子登録制度はニウエ島の社会組織にさらなる変容を迫るであろう。

註

① Firth 1929, 1936; Brady 1976

② 本稿の基になった資料は1994年から1995年にかけての大妻女子大学海外研修時における調査および1996年に旭硝子財團より平成8・9年度の研究助成（人文・社会系 特定研究、代表者 川嶋辰彦）を受けて行った調査により収集したものである。ここに旭硝子財團および大妻女子大学に記して謝意を表します。

③ Brady 1976; 149

④ 馬場 1998

⑤ 誕生以来蓄えた少年の長髪を切る儀礼。本来は成人儀礼であるが、最近は、親族その他からの金品の贈与による蓄財の機会と化した。返礼のための食糧品の準備との兼合いで、少年の年齢が10歳前後から15、6歳の間に行われる。

- ⑥ 同上の趣旨で少女に行われる儀礼。少女の場合は5、6歳から20歳ぐらいの間に行われ、耳たぶに穴を開けイヤリングをする儀礼である。
- ⑦ 馬場 1998
- ⑧ たとえば Barker によると、1981年から1982年にかけて登録された養子縁組33件のうち91%が親族内縁組であった。Barker 1990: 350
- ⑨ 馬場 1998

参考文献

馬場優子

- 1994 「ポリネシアにおける養子・里子慣行」『大妻女子大学記要——文系——』26: 25—36
- 1996 「ニウエ島の村落生活」『大妻女子大学紀要——文系——』28: 21—35
- 1998 「ニウエ島における養取慣行の実態分析」『大妻女子大学文学部開設30周年記念論集』
- Barker, Judith C.
- 1985 *Social Organization and Health Services for Preschool Children on Niue Island, Western Polynesia*. Dissertation Submitted in Partial Satisfaction of the Requirements for the Degree of Doctor of Philosophy in Medical Anthropology in the Graduate Division of the University of California, San Francisco & Berkely.
- Brady, Ivan (ed.)
- 1976 *Transactions in Kinship*. Honolulu: University of Hawaii Press. ASAO Monograph No. 4
- Carroll, Vern (ed.)
- 1970 *Adoption in Eastern Oceania*. Honolulu: University of Hawaii Press. ASAO Monograph No. 1
- Firth, Raymond
- 1929 *Economics of the New Zealand Maori*. Wellington: R. E. Owen, Government Printer (2nd ed. 1959).
- 1936 *We, the Tikopia*. London: George Allen and Unwin (Beacon Press ed. 1963).
- Frankovich, Marija K.
- 1974 *Child-rearing on Niue*. Unpublished M. Soc. Sci. Thesis, Psychology Department. University of Waikato, New Zealand.
- Kalauni, Solomona et al.
- 1977 *Land Tenure in Niue*. Suva, Fiji: Institute for Pacific Studies, University of the South Pacific.
- Loeb, Edwin M.
- 1926 *History and Traditions of Niue*. Bernice P. Bishop Museum. Bulletin No. 32.
- Niue Amendment Act* 1968.
- Niue Education Department
- 1979 *Resource Book*. Niue
- Niue Government
- 1982 *Niue: A History of the Island*. Niue/Suva, Fiji: Government of Niue / Institute for Pacific Studies, University of the South Pacific.
- Smith, S. Percy
- 1983 *Niue: The Island and its People*, Suva, Fiji: Institute for Pacific Studies, University of the South Pacific. [Reprinted from *Journal of the Polynesian Society* Vol. 11 • 12, 1902, 1903]